		七　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 八　雨中において船積みをしないこと。 九　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 十　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十一　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 十二　船積み中、燃料油の補給を禁止すること。 十三　船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。 十四　貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。 十五　貨物の自然分解の速度が0.25m／ｈ以下であること。 十六　荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。 十七　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 十八　積載場所及び甲板する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十九　積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 二十　積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。 二十一　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 二十二　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 二十三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 二十四　航海中、積載場所を通風しないこと。 二十五　積載場所のハッチは風雨密であること。 二十六　航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。 二十七　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 二十八　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
ヒマの実 （危険性がないように十分な熱処理を施したものを除く。） UN2969	CASTOR BEANS UN2969	一　食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載すること。 二　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六　貨物の表層以外の通風をしないこと。 七　陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。
魚粉 （安定化されているもの） （抗酸化剤入りのもの） UN2216	FISHMEAL (FISHSCRAP), STABILIZED UN2216 Anti-oxidant treated	一　自然発火性物質に該当するものとして、別表第十五の規定により隔離すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前、貨物の温度が摂氏35度以下又は周辺温度に５度を加えた温度以下であることを確認すること。 八　船積み前、抗酸化剤の添加その他の貨物の安定化のための措置を講じること。 九　船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより水分その他の貨物に関する情報を確認すること。 十　積載場所の空気中の酸素濃度を計測する機器を船舶に備えること。 十一　貨物の表層以外の通風をしないこと。 十二　貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。 十三　前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。 十四　航海中、貨物を低温で乾燥した状態に保つこと。 十五　航海中、貨物の温度を１日に３回計測し、計測記録を船内に保管すること。

別表第15の備考１中「特殊貨物運送規則第15条の２第２号」を「特殊貨物船舶運送規則第１条の２の２第４号」に改める。

同表備考３中「船の長さ方向」を「船首尾方向」に、「耐水性で」を「耐火性で」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

３　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。